

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 味噌川ダム給水設備点検業務
- 2 履行場所 長野県木曾郡木祖村小木曾2058-22外
- 3 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 ①別添、仕様書のとおり施行が可能である者。
②当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、物品製造等の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ、営業品目「冷暖房(空調)設備、衛生設備(水道施設、消防施設を含む)、冷凍機設備、給排水設備、防火排煙設備」に登録していること。
- 3 見積書等
 - 1)様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り、ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2)提出方法 FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3)提出期限 **令和8年3月3日 12:00 まで**
 - 4)提出先 独立行政法人 水資源機構 木曾川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221
 - 5)質問書 提出期限 **令和8年2月20日 12:00 まで**
※質問の回答については、翌営業日12:00までにHPに掲載します。
 - 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月4日12:00までとします。
 - 7)その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
- 5 その他
 - 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
 - 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

味噌川ダム給水設備点検業務

仕 様 書

令和8年2月

独立行政法人 水資源機構
木曾川上流ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 総 則

1-1-1 適 用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が履行する「味噌川ダム給水設備点検業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1-1-2 概 要

本業務は、味噌川ダム管理所及び味噌川ダム防災資料館に設置されている給水設備の機能維持を目的として点検を行うものである。

1-1-3 履行場所

長野県木曽郡木祖村小木曽 2058-22 外

1-1-4 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで

第2節 一般事項

1-2-1 業務履行範囲

本業務の履行範囲は、次の設備の点検及び簡易な調整、給油脂、清掃、管理運転までの一切とする。

設備等名	数量	備 考
管理所給水設備	1 式	
防災資料館給水設備	1 式	
管理所給水用揚水ポンプ場	1 式	

1-2-2 提出図書

提出図書は次のとおりとする。

なお点検実施後速やかにとりまとめ提出するものとする。

- ・点検業務報告書 1 部（履行写真含む）

1-2-3 異常発見時の対応

本業務履行期間中に異常を発見した場合は、速やかに機構の担当者に報告し、その対応を協議するものとする。

1-2-4 設計変更

設計内容及び数量等に変更が生じた場合は、設計変更並びに請負代金額の変更を行うことができるものとする。

第2章 点 検

第1節 業務対象設備の主要仕様

本業務対象設備の主要仕様は、別表－1「給水設備仕様一覧表」のとおりとする。

第2節 点 検

2-2-1 全 般

本業務は、各設備・機器の状態把握・機能維持・信頼性確保を目的として行うものとする。

なお、業務に必要な計測器や工具等の一切については、受注者にて準備するものとする。

2-2-2 点検作業

1. 点検内容は、別表－2「給水設備等点検項目表」に示す項目及び次の項目とする。

項 目	内 容
・管理所給水設備の上水ポンプ及び雑用水ポンプ用保圧タンク圧力確認及び調整	上水及び雑用水ポンプ用保圧タンク：計2個について、空気圧を確認するとともに、不足している場合は補給する。 また、薬品の補給を実施する。
・管理所給水用揚水ポンプ場 ～管理所給水設備間の信号確認	管理所受水槽水位により異常なく揚水ポンプ場ポンプが自動運転（運転、停止）することを確認する。

なお、同表に記載されていない項目であっても、機能確認上当然必要と思われるものについては、これを充足するものとする。

また、点検の結果、取替が必要な部品等が発生した場合は、その旨を点検業務報告書に記載する。（メーカー、型式、数量等を可能な限り詳細に）

2. 受水槽の清掃にあたっては、必要な資格を有した者が実施するものとする。

3. 点検整備作業において設備に損傷を与えた場合は、受注者の費用負担により原形復旧を行うものとする。

以 上

別表-1 給水設備仕様一覧表

1. 味噌川ダム管理所

設備名		形式等		備考
給水設備	リムトンネル内除塵機 (制御盤)	数量 形式 口径 制御盤	1台 フィルター式 50A 1面(除湿機内蔵)	エーティー(株)製 (株)三進ろ過工業製
	上水ポンプ	数量 口径 電動機	2台(自動並列交互運転方式) 40A(吸込側) 2.2kW	テラル(株)製 (NX-65VFC402-2.2W-e)
	受水槽(上水用)	数量 容量	1基 4,500ℓ	
	雑用水ポンプ	数量 口径 電動機	2台(自動並列交互運転方式) 50A(吸込側) 3.7kW	テラル(株)製 (NX-65VFC502-3.7W-e)
	受水槽(雑用水用)	数量 容量	1基 4,500ℓ	
	滅菌装置	数量 薬液槽	2台(薬液注入ポンプ) 18ℓ×2基	(株)オーヤラックス製 (MF-1)

2. 味噌川ダム防災資料館

設備名		形式等		備考
給水設備	館内自動給水ポンプ	数量 口径 電動機	1台 32A(吸込側) 0.4kW	(株)川本製作所製 (JF400S)
	受水槽	数量 容量	1基 500ℓ	(株)川本製作所製
	滅菌装置	数量 形式 薬液槽	1式 パルス受信式滅菌機 100ℓ	(株)タクミナ製
	リムトンネル内除塵機	数量 形式 口径 メーカー 制御盤	1台 フィルター式 50A エーティー(株) 1面	(株)三進ろ過工業製
	リムトンネル内 受水槽付加圧給水ポンプ	数量 口径 電動機 受水槽	2台(交互運転方式) 32A(吸込側) 0.4kW 1,000ℓ×1基	(株)川本製作所製 (NF2-400SH-A)

3. 管理所給水用揚水ポンプ場

設備名		形式等		備考
給水用揚水ポンプ	数量 型式 口径 吐出量 全揚程 制御盤	2台 多段式渦巻きポンプ φ40mm 0.024m ³ /min 125m 1面		ハスクバーナ・セリア(株)製 (KM40) (株)日新電機製作所

給水設備等点検項目表 1/3

1. 味噌川ダム管理所

点検実施日: 令和 年 月 日 点検実施者:【業者名】 【担当者】

対象設備	装置区分	点検内容	点検結果
リムトンネル内除塵機	全般	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	バルブ	正常に動作することを確認する。 圧力計指示値の確認・記録	
	ストレーナ	損傷、汚れがないことを確認する。 清掃(内部)の実施	
給水ポンプ (上水・雑用水ポンプ)	全般	腐食、損傷等がないことを確認する。	
	電動機・ポンプ	正常に動作することを確認する。	
		円滑に回転することを確認する。	
		運転に支障がある異音・振動がないことを確認する。	
		電圧・電流値(No.1,2各々)を測定・記録する 絶縁抵抗値を測定・記録する。	
	制御盤	ふくれ・変色等異常がないことを確認する。	
ポンプ起動・運転・停止時各部品が正常に作動していることを確認する。 自動運転が確実に実行されることを確認する。			
受水槽 (上水・雑用水)	全般	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。 清掃(内部)の実施	
	マンホール	密閉状態及び施設の確認。	
	定水弁・ポールタップ	浸水がないことを確認する。	
		正常に動作することを確認する。	
	水面制御・警報装置	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。 汚れがないことを確認する。	
		正常に動作することを確認する。	
	薬液注入ポンプ(滅菌装置)	正常に動作することを確認する。	
		薬液を補充する。	
付属配管	腐食、損傷、目詰まり等がないことを確認する。		
水質	臭気、味、残留塩素の確認。(残留塩素値測定・記録)		

給水設備等点検項目表 2/3

2. 味噌川ダム防災資料館

点検実施日: 令和 年 月 日 点検実施者:【業者名】 【担当者】

対象設備	装置区分	点検内容	点検結果
リムトンネル内除塵機	全般	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	バルブ	正常に動作することを確認する。	
	ストレーナ	損傷、汚れがないことを確認する。	
館内自動給水ポンプ (資料館内)	全般	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	ポンプ	運転に支障がある振動・異音等ないことを確認する。	
		吐出圧力の確認。	
	電動機	円滑に回転することを確認する。	
		運転に支障がある異音・振動がないことを確認する。	
		電流値を確認・記録する。	
		絶縁抵抗値を測定・記録する。	
	電磁開閉器	接点の劣化がないことを確認する。	
	表示ランプ	正常に点灯することを確認する。	
	圧カスイッチ	正常に動作することを確認する。	
	圧カタンク	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	フード弁	正常に動作することを確認する。	
	水槽	損傷、汚れがないことを確認する。	
		清掃(内部)の実施	
	薬液注入ポンプ(滅菌装置)	正常に動作することを確認する。	
		薬液を補充する。	
	逆止弁	正常に動作することを確認する。	
圧力計:・連成計	正常に動作することを確認する。		
	腐食、損傷がないことを確認する。		
水質	臭気、味、残留塩素の確認。(残留塩素値測定・記録)		
リムトンネル内受水槽付 加圧給水ポンプ	全般	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	ポンプ	運転に支障がある振動・異音等ないことを確認する。	
		吐出圧力の確認。	
	電動機	円滑に回転することを確認する。	
		運転に支障がある異音・振動がないことを確認する。	
		電流値を確認・記録する。	
		絶縁抵抗値を測定・記録する。	
	電磁開閉器	接点の劣化がないことを確認する。	
	表示ランプ	正常に点灯することを確認する。	
	圧カスイッチ	正常に動作することを確認する。	
	圧カタンク	腐食、損傷、水漏れ等がないことを確認する。	
	フード弁	正常に動作することを確認する。	
	受水槽	損傷、汚れがないことを確認する。	
		清掃(内部)の実施	
	逆止弁	正常に動作することを確認する。	
	圧力計:・連成計	正常に動作することを確認する。	
		腐食、損傷がないことを確認する。	

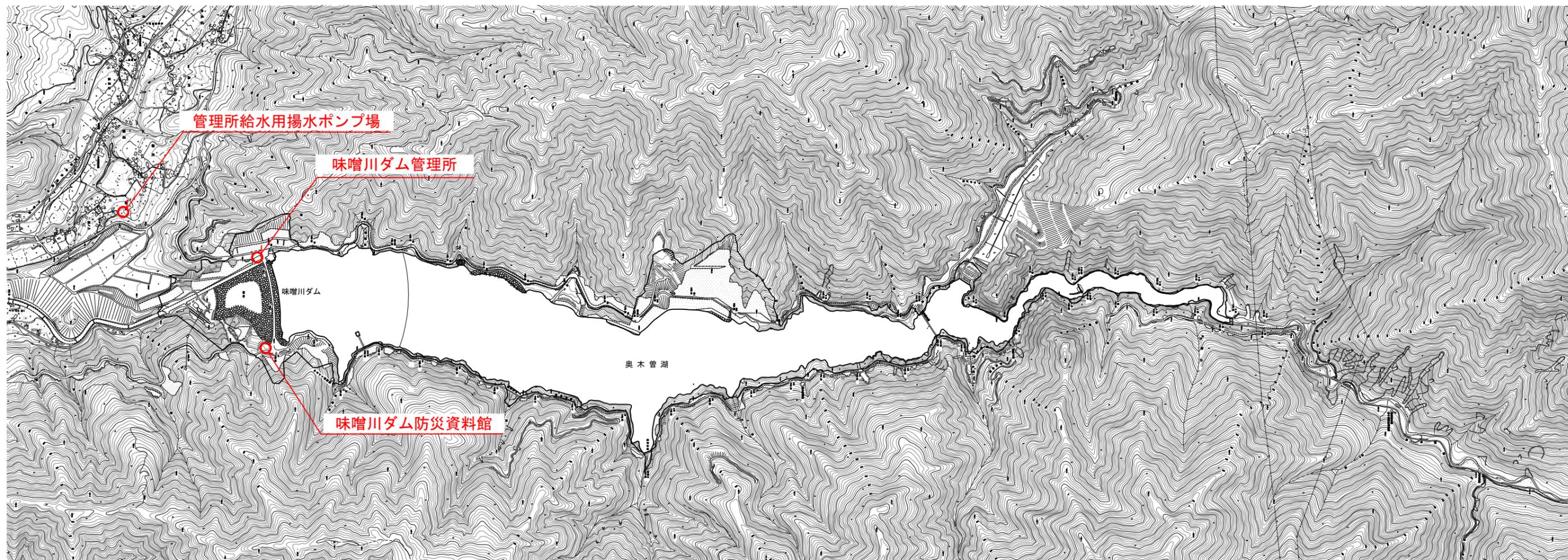
給水設備等点検項目表 3/3

3. 管理所給水用揚水ポンプ場

点検実施日: 令和 年 月 日 点検実施者:【業者名】 【担当者】

対象設備	装置区分	点検内容	点検結果
管理所給水用 揚水ポンプ場	全般	腐食、損傷等がないことを確認する。	
	電動機・ポンプ	正常に動作することを確認する。	
		円滑に回転することを確認する。	
		運転に支障がある異音・振動がないことを確認する。	
		電圧・電流値(No.1、2各々)を測定・記録する	
		絶縁抵抗値を測定・記録する。	
	制御盤 (盤内部品) (盤内部品)	絶縁抵抗値を測定・記録する。	
		ふくれ・変色等異常がないことを確認する。	
		ポンプ起動・運転・停止時各部品が正常に作動していることを確認する。	
自動運転が確実に実行されることを確認する。			

位置図 S=1:10000 (A3 S=1:20000)



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曾川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年2月17日に交付された「味噌川ダム給水設備点検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。